

夏の交通安全県民運動

運動期間

7/10(金) ▶ 19(日)

運動の重点

- 1 飲酒運転の撲滅
- 2 子供と高齢者の交通事故防止
～横断歩道マナーアップ運動の推進～
- 3 自転車の安全利用の推進

飲酒運転の撲滅 ～飲酒運転は犯罪～

- ▶ 飲酒運転は「絶対しない、させない、許さない。そして、見逃さない。」ことを徹底しましょう。
- ▶ 運転前にアルコールが残っていないか確認しましょう。
- ▶ 飲酒運転と思ったら、迷わず110番通報しましょう。
- ▶ 企業・店は飲酒運転撲滅宣言企業（店）に登録し、「ハンドルキーパー運動」を推進しましょう。

子供と高齢者の交通事故防止 ～横断歩道マナーアップ運動の推進～

- ▶ 横断歩道は歩行者優先です。
- ▶ 運転者は、早めのライト点灯とハイビームを効果的に活用しましょう。
- ▶ 歩行者は、明るい服装や反射材用品を着用しましょう。
- ▶ 高齢者は、身体機能の変化に応じた安全な運転などを心がけましょう。

自転車の安全利用の推進 ～自転車は車の仲間～

- ▶ 「自転車安全利用五則」を守りましょう。
- ▶ 自転車運転中に携帯電話を使用する等の「ながら運転」はやめましょう。
- ▶ 早めにライトを点灯し、反射材用品を着装しましょう。
- ▶ 自転車保険に加入しましょう。（10月1日から加入が義務化）

自転車安全利用五則

- 1 自転車は車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子どもはヘルメットを着用

飲酒運転撲滅のために…

福岡県交通安全協会は、県からの委託を受け平成28年度から「飲酒運転撲滅宣言登録事業」に取り組んでいます。本年度は、飲酒運転撲滅活動推進員18人が県知事から委嘱されました。

推進員は、飲酒運転ゼロを目標に事業所や飲食店を訪問して、飲酒運転撲滅意識の醸成につながる登録への声かけを行っています。

皆さん方のご理解とご協力をお願いします。



お知らせ 飲酒運転撲滅週間 8月25日(水)～31日(金)

家庭から、職場から、地域から
飲酒運転撲滅の輪を広げましょう。

福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び
活用の推進に関する条例（4月1日施行）

自転車損害賠償保険等への
加入が義務化（10月1日から）

❖ 加入義務の対象者

- ・ 自転車の利用者（児童が利用する場合はその保護者）
- ・ 事業者（事業活動として従業員に利用させる者）
- ・ 自転車貸付業者

❖ 保険加入の義務化に伴い、事業者や学校の長による通勤・通学利用者に対する保険加入状況の確認を努力義務としました。